

平成 26 年度 第 2 回庁議要旨

日時：平成 26 年 4 月 21 日（月）

午前 9 時 00 分～

会場：庁議室

[審議事項]

[報告事項]

1 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充について（健康部）

地方税法一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額等が見直されたことにより、石巻市国民健康保険税条例の一部を改正し、関係法令と同様の措置を講じることにより、適正公平な課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

課税限度額の見直し、低所得者に係る保険税軽減の拡充を図るため、石巻市国民健康保険税条例の一部を次のように改める。

ア 課税限度額の見直し

	改正後	現 行
医療分	51 万円	51 万円
後期高齢者支援金等分	<u>16 万円</u>	<u>14 万円</u>
介護納付金分	<u>14 万円</u>	<u>12 万円</u>
合計	<u>81 万円</u>	<u>77 万円</u>

イ 低所得者に係る保険税軽減の拡充

軽減割合	改正後	現行
7 割軽減	基礎控除額(33 万円)以下	基礎控除額(33 万円)以下
5 割軽減	$33 \text{ 万円} + 24.5 \text{ 万円} \times \text{被保険者数}$	$33 \text{ 万円} + 24.5 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数} - \text{世帯主})$
2 割軽減	$33 \text{ 万円} + 45 \text{ 万円} \times \text{被保険者数}$	$33 \text{ 万円} + 35 \text{ 万円} \times \text{被保険者数}$

※ 1 保険税の軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合

※ 2 被保険者数には特定同一世帯所属者数（後期高齢者医療制度に移行してから 5 年以内の旧国保被保険者）を含む。

(2) 施行年月日 平成 26 年 4 月 1 日

2 国民健康保険税の本算定期間の変更について（健康部）

国民健康保険税は、当該年度の所得が確定するまでの期間は、前年度の保険税額を基にして算定した額で 1 期から 4 期（4 月～7 月）まで暫定賦課として徴収し、8 月に確定賦課を行い 5 期から 10 期の税額を決定し徴収している。平成 20 年度から国民健康保険税の特別徴収が開始され、特別徴収対象者の税額決定を 7 月中旬までに日本年金機構等へ通知するため、算定計算を 7 月と 8 月の 2 回行っている。これを平成 27 年 1 月導入の住民情報システム標準仕様に併せ、普通徴収と特別徴収の本算定処理を同時に行

うことで、暫定賦課期間を減少させ所得変動の大きい納税義務者の負担軽減及び事務処理の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

平成 27 年度より、国民健康保険税の本算定期を現行 8 月から 7 月に変更し、暫定納期を 3 期、確定納期を 7 期に変更。

【現行】

	暫定賦課				確定賦課						
納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
納期限	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	

↑
8/1 本算定
7/1 特別徴収データ作成

【変更案】

	暫定賦課				確定賦課						
納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
納期限	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	

7/1 本算定

(2) 実施時期 平成 27 年度

[その他]

1 国・県等に対する要望書及び陳情書の合議等について（復興政策部）

国・県等に対する要望書及び陳情書の合議等の徹底について、復興政策部次長より依頼があった。

2 夏季期間における勤務中の服装について（総務部）

夏季期間中の「クールビズ（夏の軽装）」の実施について、今年度は例年より実施期間を 1 月長く 10 月まで実施する旨、総務部長より報告があった。

以上